

平成28年(コ)第1号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行禁止仮処分命令申立事件

債権者 岩下和雄 外504名

債務者 長崎県 外1名

答 弁 書

平成28年5月12日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1丁目15番33号

ダイヤビル福岡赤坂3階

萬年総合法律事務所 (送達場所)

債務者佐世保市代理人弁護士	山	口	雅	司
同	小	林		登
同	益	本	誠	一
同	原		志津子	華
同	高	田	亜朱華	高
同	藤	井	大	祐
同	鬼	塚		恒
同	日	浅	裕	介
同	網	谷		拓
同	高	松	賢	介
同	米	山	功	兼
同	宮	下	ゆりえ	



電話 092-751-7667

FAX 092-751-6866

1 石木ダム建設事業の経緯等	15
(1)関係省庁の認可等	16
(2)54世帯の居住者の移転補償契約	16
(3)事業認定に至る経緯	16
(4)債務者佐世保市による説明経緯等	17
(5)県道等付替道路工事	18
2 債務者佐世保市利水事業について	18
(1)はじめに	19
(2)小需要予測	20
(3)保有水源（安定水源・不安定水源）	24
(4)事業を早期に実施する必要性	25
第5 結語	26

第1 申立の趣旨に対する答弁

- 1 本件仮処分申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は債権者らの負担とする。
との裁判を求める。

第2 申立の理由に対する認否

1 「第1 はじめに」

土地収用法に基づく手続きが進められているという限りにおいては認め、
その余は否認ないし争う。

2 「第2 当事者、石木ダム事業の概要及び経過、強行されている工事
の概要」

(1) 「1 当事者」について

ア 「(1)」について

知らないし争う。

イ 「(2)」について

債務者らが石木ダム建設工事の起業者であることは認める。

(2) 「2 石木ダム事業の概要」について

債務者佐世保市が所掌する範囲においておおむね認める。

ただし、「(3),イ,(ウ) ③水道用水計画」については、「水道需給計画」が
正しく、また、その内容は佐世保市が平成19年度に策定したものとして
は認めるが、平成24年度に改めたものを現行計画としている。

(3) 「3 石木ダム事業の経過」について

債務者佐世保市の事業参画は昭和50年であるため、それ以前の経過に

8 「第8 総括」

争う。

第3 債務者佐世保市の主張

1 はじめに

本件で、債権者らは、平成28年3月11日付仮処分申立書訂正申立書（以下、単に「訂正申立書」という。）の

① 別紙工事目録1ないし3の工事（県道、町道及び農業用道路付替工事。以下、「県道等付替道路工事」という。）

及び

② 同目録4、5の工事（石木ダム本体工事及びその他事業認定に基づきなされる工事一切。以下、「石木ダム建設工事」という。）

の続行禁止を求めている。

しかしながら、そもそも本申立は、行政事件訴訟法（以下、「行訴法」という。）44条に抵触し不適法というべきものである（後記2）。

また、上記の点を措いても、債権者らの主張する被保全権利は、そもそも仮処分事件における被保全権利たり得ないものであるか、あるいは、被保全権利性を仮に認めるとしても、本件で具体的な侵害事実はないと言わざるを得ない（後記3）。

さらに、本件では、保全の必要性も認められない（後記4）。

よって、その余の点について言及するまでもなく、本件申立ては速やかに却下されるべきである。

ただし、債務者佐世保市としては、念のため、石木ダム建設工事の必要性等についても言及する（後記第4）。

2月23日（圏央道あきる野 IC 事業認定・収用裁決取消請求事件）・判
時1950号27頁）のである。

人格権侵害というだけの違法性は見出しがたい。

4 保全の必要性の不存在

債権者らは、県道等付替道路工事及び石木ダム建設事業の工事続行禁止
を求めている。しかしながら、本件では被保全権利の存在自体やその具体
的な侵害事実はないと言わざるを得ないことは、前記3で述べたとおりで
ある。そして、保全の必要性の判断も、被保全権利の疎明の程度に左右さ
れることからして、そもそも本件で保全の必要性は認め難いところである
が、以下、債権者らが続行禁止を求めている個別の工事について、保全の
必要性がないことを補足する。

(1) 県道等付替道路工事に関して

まず、県道等付替道路工事については、石木ダムの建設予定地内に存
する県道嬉野川棚線をダム湖に沿って付替える工事及びこれに付随する
工事であるところ、これら工事は全て用地取得が完了している範囲内
において行うものであり、工事対象地内に債権者らの住居が存在するわけ
でもない。さらにいえば、上記工事目録記載1の工事を除いた工事、す
なわち同目録記載2以下の工事については、全く未着手なのである。

すなわち、県道等付替道路工事の実施に関して、（債権者らの主張する
被保全権利の存在を前提としても）被保全権利との結び付きがあるとは
到底いえず、保全の必要性があるとはいえない。

債権者らの主張は、要するところ、石木ダム建設事業の本体工事を止
めるための手段として、県道等付替道路工事の禁止を求めているに過ぎ
ない。

(2) 石木ダム建設事業に関して

また、石木ダム建設事業工事についても、事業認定の告示はなされているものの、工事対象地内には、用地取得を完了していない一部の債権者らの所有地及び住居が残存しているため、現時点においては工事未着手である（任意の用地取得が叶わない場合に工事の着手に至るには、法制度上は、土地収用法に基づき収用委員会の裁決手続を経て、それでも現実の明渡しがない場合には、行政代執行法に定められた代執行手続によらざるを得ないこととなる）。

すなわち、用地取得の前に工事を実施することはあり得ず、任意による用地取得、または上記の土地収用法に基づく用地取得の後に工事に着手するもので、石木ダム建設事業に関しても、保全の必要性は存しないものと言わざるを得ない。

さらに言えば、そもそも石木ダム建設事業に関しては、前述のとおり、債権者らは、事業認定処分取消請求事件、及び、執行停止申立を行っており、これらに重ねて本件仮処分命令申立を行う必要は存在しない。

第4 石木ダム建設事業の必要性

以上のとおり、債権者らの主張に理由はなく、本件申立は速やかに却下されるべきである。

もっとも、以下、債務者佐世保市においては、利水の観点から石木ダム建設事業が、必要性も高く、合理的なものであることについて念のため言及しておく。

1 石木ダム建設事業の経緯等

債務者佐世保市は、慢性的な水源不足を解消し水道の安定供給を図ることを目的に、債務者長崎県が計画を進めていた石木ダム建設事業に昭和5

0年に一回程度の頻度で生じ得るものが想定されることが多い。)においても、計画給水量に対応した必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものでなければならない」と示されている。

イ 佐世保市の状況

このような中、債務者佐世保市は、計画給水量（将来想定される給水量）はおろか、現在の給水量に対しても、確保している水源が不足していることから、過去において幾度も給水制限（水道の供給を時間帯で停止したり、水道供給の圧力を下げて水の出を鈍くするなどの制限をかけること）を実施しており、債務者佐世保市が石木ダム建設事業に参画した昭和50年以降でも、4回（昭和53年、平成6～7年、平成17年、平成19年）の給水制限の実施を余儀なくされている。また、給水制限に至らないまでも、節水を求める広報の実施や大口需要者に水道使用の抑制を求める等の何らかの渇水対策を実施した年を含めれば、ほぼ2年に一度の頻度で渇水の危機にさらされている状況にある。

債務者佐世保市では、現在の水源不足に加え、将来の計画給水量に対応し、水道の安定供給を確保するために、石木ダム建設により日量4万 m^3 の新規水源の確保を進めているものである。

石木ダムによる開発水量の決定に当たっては、水道法の規定に則り、将来にわたって、渇水の際にでも水道を不断に給水し得る水源施設の整備とする必要があることから、これに必要な水源の能力規模を算定するために、将来予測を行い、水需給計画を策定し、厚生労働省の認可を経て決定しているものである。

(2) 水需要予測

ア 水需要予測とは

水需要予測とは、水道施設の設計に際し、将来の安定供給の確保のため

最大値等を用いることもある。」と示されている。債務者佐世保市では、当時（平成24年度）国内経済が回復基調にあると報じられていたものの、必要最小限度の水源開発との観点から、過去実績の平均値を将来の計画値として採用している。

大口需要の予測に当たっては、造船企業に限られることから、その特性に応じた予測を行うため、当該造船企業に対して実態調査及び意向確認を行った。その結果、当該造船企業は、従来の新造船事業中心の経営から修繕船事業中心の経営に転換することを予定しており、修繕船事業では、修繕作業の工程当初に大量の水道を使用し、これが複数のドックで同時に使用されるケースが想定されることが分かったため、このような特殊な水使用形態を、水需要予測の目的である施設の能力規模に反映させたものである。

エ 業務・営業用水の予測

業務・営業用水は、事務所・店舗・学校・官公署等の水使用で、工場用水と同じく、都市の特性に応じた予測を行うものである。

債務者佐世保市の業務・営業用水は、大口需要者は基地関係に限られ、小口需要は観光関連企業の水使用が最も多い。

大口需要の予測に当たっては、防衛省に対して文書による意向確認を行い、この結果に基づき、数的根拠を過去実績の最大値に求めている。

小口需要は、観光客数と使用水量の実績に相関関係が確認されたことから、佐世保市総合計画の観光客数の将来値を用いて予測を行っている。

オ 新規需要等

前述の各用途の予測に加え、当時計画決定していた水使用を伴う各計画（給食センター、新規工業団地）を新規需要としてそれぞれ見込み、また、設計指針に従い、地下水から水道への転換を想定した水量を見込

